

生産性向上を目指す皆様へ 生産性革命推進事業のご案内

生産性革命推進事業では、令和5年度補正予算は2,000億円となっており、中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施しています。柱となるのは、「ものづくり補助金」「小規模事業者持続化補助金」「IT導入補助金」の3つの補助金です。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- **省力化(オーダーメイド)枠を新設！**人手不足の解消に向けて取り組む中小企業・小規模事業者の省力化投資に対し、補助上限を引き上げて支援
- 大幅な賃上げに取り組む場合は**100～2,000万円の補助上限を上乗せ**(新型コロナ回復加速化特例を除く)

申請類型		要件	補助上限額	補助率
New! 省力化(オーダーメイド)枠		省力化への投資	750万円～8,000万円 (大幅賃上げ:1,000万円～1億円)	最大2/3
New! 製品・サービス 高付加価値化枠	通常類型	製品・サービスの高付加価値化	750万円～1,250万円 (大幅賃上げ:850万円～2,250万円)	最大2/3
	成長分野進出類型 (DX・GX)	DXやGXに資するもの	1,000万円～2,500万円 (大幅賃上げ:1,100万円～3,500万円)	2/3
グローバル枠		海外事業の拡大・強化に資するもの	3,000万円 (大幅賃上げ:4,000万円)	最大2/3



省力化(オーダーメイド)枠
活用イメージ

熟練技術者が手作業で行っていた組立工程に、システムインテグレータ(Sier)と共同で開発したAIや画像判別技術を用いた自動組立ロボットを導入し、完全自動化・24時間操業を実現。組立工程における生産性が向上するとともに、熟練技術者は付加価値の高い業務に従事することが可能となった。

小規模事業者持続化補助金

- 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援、特に赤字など業況が厳しい中でも、賃上げや事業規模の拡大に取り組む事業者等を引き続き支援
- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者に対し、全ての申請枠で補助上限を**一律50万円上乗せ！**(最大250万円)

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	最大2/3
賃金引上げ枠・卒業枠 後継者支援枠・創業枠	200万円	

補助金活用事例 ①

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。



補助金活用事例 ②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。



IT導入補助金

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入を支援
- インボイス制度に対応したITツールの導入を支援するため小規模事業者の補助率を**最大4/5補助！**

申請類型	補助対象経費	補助上限額	補助率
通常枠	ITツール 勤怠・労務管理ツールなど	最大 450万円	1/2
インボイス枠	ITツール 会計ソフトなど	～50万円	最大 4/5

※その他の申請類型については公募要領をご確認ください。

安価なツールもOK!

事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・引継ぎに係る取組を支援
- 一定の賃上げを実施する事業者を対象に補助上限を**800万円**に引き上げて支援

申請類型	補助上限額	補助率
経営革新枠 設備投資等の新たな取組	600万円～800万円	1/2～ 2/3
専門家活用枠 仲介・FA費用等	600万円	1/2～ 2/3
廃業・再チャレンジ枠 廃業費用等	150万円	

経営革新枠、専門家活用枠との併用が可能

世古年幸税理士事務所(認定経営革新等支援機関)

TEL:06-6477-7890 MAIL:info@seko-tax.com

〒555-0024 大阪府大阪市西淀川区野里1-12-20-202

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達
- など



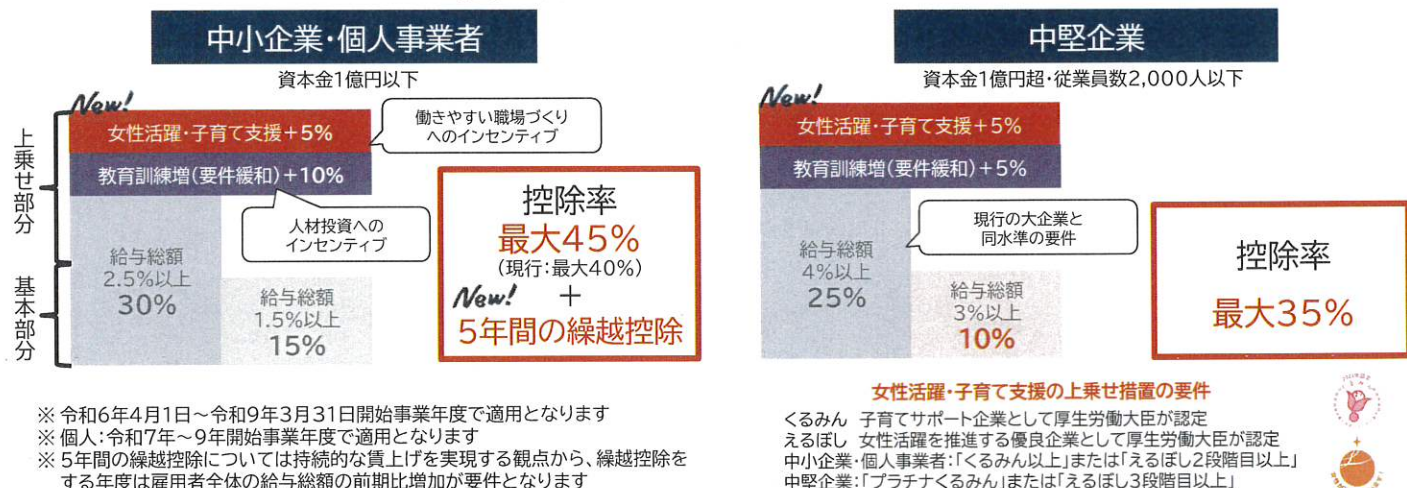
▲動画でも▲
ご視聴できます

2024年の賃上げ目標は5%以上！ 中小企業が受けられる賃上げ促進税制

中小企業向け賃上げ促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。労働組合の中央組織である連合（組合員約700万人）が2024年賃上げ要求は『賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め 5%以上の賃上げを目安』とする案を発表しています。

賃上げ促進税制が強化され3年延長されます！

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に拡大し、効果を深めるため賃上げ促進税制が強化され、**3年延長されます！**さらに雇用環境改善のため人材投資・働きやすい職場づくりへのインセンティブも付与し、賃金だけでなく「働き方」全般にプラスとなる制度です！



賃上げ目標5%以上のための中小企業経営者が検討したい6つの対策

賃上げによる人件費の増加を賄いつつ利益を確保し、企業を存続させるためには、大きく次の3つが必要となります。

従業員処遇と労働環境の向上

売上の拡大

収益構造の改善

最低賃金の見直し	就業規則の整備	人材採用の見直し
最低賃金は毎年10月に改定されています。正社員についても時給換算し、時給が最低賃金を下回っている従業員がいないことを確認します。	自社の就業規則を整えるとともに、最近の労働法改正にあわせた内容となっていることを確認します。現行の労働法にあっていない場合は、雇用や賃上げにおける助成金の申請がとらぬことがあります。	✓ ハローワーク等の求人広告は経営者自身の言葉で思いを入力する ✓ 求人票の冒頭80文字で、何の会社かを印象的に説明 ✓ 仕事内容は単に営業とせず、何を誰にどうするのか具体的に記載する ✓ ホームページやSNSで社内イベントや業務風景、ランチタイムや退勤後の雰囲気動画を発信し、どのような社員がいるかなどを伝える ✓ 若い世代にはTikTokやXなど自社の求人像と合った求人媒体を選択
従業員定着率改善の取り組み	販売価格の見直し	付加価値の向上
離職率の理由として回答が多い「労働条件、休日など」についても改善に取り組むことが有効です。特に若い世代は給料水準よりも労働時間の長さや休日数の少なさを理由とする離職が目立ちます。 ・土日祝などの休日化、年間休日の増加 ・介護休暇、時間単位の有休などの導入	売上の拡大策はコスト上昇分を販売価格に転嫁する値上げです。価格交渉が難しい販売先に理解してもらうためには、事前に自社で以下を取り組んでおくことが有効です。 ・原価管理の導入による経費内容の把握 ・電気料金や原材料価格についてのデータの収集など	売上、利益を拡大するために、新たな製品やサービスに取り組むことがあげられます。まったく新しい分野に取り組むことだけではありません。従来と同じ製品であっても新たにECサイトでの販売を開始するなど、商流の見直しにより利益率を向上させる取り組みなどが検討可能です。

ものづくり補助金・IT導入補助金・キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）など賃上げや社会保険適用に伴う負担を軽減する支援策は多数あります。自社の取り組み内容が対象となる支援制度の受給が漏れていないかを確認しましょう！

世古年幸税理士事務所（認定経営革新等支援機関）

TEL:06-6477-7890 MAIL:info@seko-tax.com

〒555-0024 大阪府大阪市西淀川区野里1-12-20-202

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など



▲動画でも▲
ご視聴できます